

寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年市条例第41号。以下「オンライン条例」という。）及び寒河江市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年市規則第33号。以下「オンライン規則」という。）に基づき、行政手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により申請等を行う場合の対象行政手続等及び利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子申請推進協議会 山形県電子申請推進協議会規約（平成17年8月26日制定）により設置された山形県電子申請推進協議会をいう。
- (2) 電子申請システム 行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために、電子申請推進協議会が開発及び運営するシステムをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）、オンライン条例及びオンライン規則で使用する用語の例による。

(行政手続等の指定)

第3条 オンライン条例第3条第1項の規定に基づき、電子申請システムを使用して行うことができる行政手続等は、別表に掲げる申請等とする。

(電子申請システムの利用)

第 4 条 電子申請システムの利用は、電子申請推進協議会が定めた山形県県・市町村電子申請サービス「やまがた e 申請」利用規約によるものとし、これを遵守しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

1 申請・届出に関するもの

申 請 ・ 届 出 の 名 称	電子署名
	要・不要
戸籍の附票の写し交付申請	不要
住民票の写し交付申請	不要
鳥獣飼養登録票交付等申請	要
税務諸証明交付申請	要
家屋取壊申告	不要
法人等設立・異動・解散等申告	要
浄化槽使用開始報告	要
犬の死亡届出	不要
犬の登録申請	不要

2 施設予約に関するもの

施 設 名	室 名
中心市街地活性化センター	4 0 1 教養文化室
	4 0 2 教養文化室
	4 0 3 教養文化室
	みんなの広場
	5 0 2 会議室
	5 0 3 会議室
	市民ギャラリーC
	市民ギャラリーD
	市民ギャラリーE